

議案第 40 号

生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成19年6月8日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの  
第13条第2項中「本節」を「この節」に改め、同条第3項中「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第17条第2項の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第131条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

附則第21条第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第23条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第

20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第23条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第24条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第25条の3第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第25条の3の次に次の1条を加える。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第25条の4 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第28条第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第21条第3項の改正規定 平成20年4月1日

(2) 第13条及び第17条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第1

08号)の施行の日

(3) 附則第23条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(経過措置)

2 改正後の生駒市税条例附則第25条の4第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。